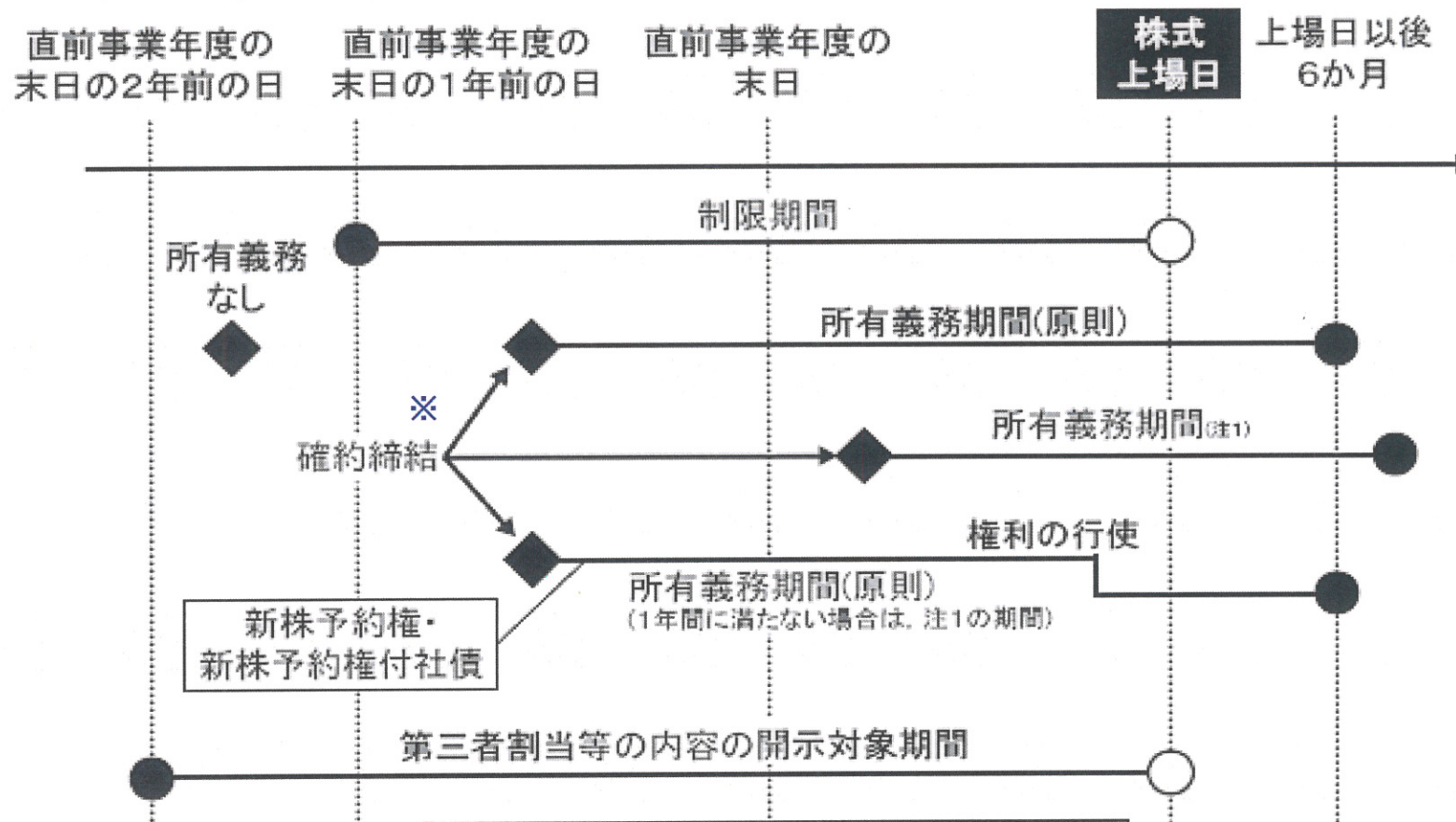


### 3. 第三者割当等の概略図



※制限期間内に第三者割当等による募集株式等の割当を受けた者は、募集株式の払込期日又は払込期間の最終日から上場日以後6か月間を経過する日（又は払込期日から1年間を経過する日。）まで当該株式等を継続的に所有することなどについて、申請会社との間で書面により確約しなければなりません。

- ◆ 第三者割当等(株式等の割当日)
- 当該日を含む
- 当該日を除く
- (注1) 1年間に満たない場合は、第三者割当等の日から1年間

出典：JASDAQ上場ハンドブック2012